

一般社団法人 巨樹の会
新宇都宮リハビリテーション病院
指定訪問リハビリテーション運営規程

《事業の目的》

第一条 新宇都宮リハビリテーション病院が開設する訪問リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

《運営の方針》

第二条 1 事業所の訪問理学療法士等は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的にサービスを提供するものとする。
2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

《事業所の名称等》

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称：一般社団法人巨樹の会 新宇都宮リハビリテーション病院
- ② 所在地：栃木県宇都宮市東今泉2丁目5番31号

《従業員の職種、員数、及び職務内容》

第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者（院長）：1名（常勤職員）
事業所の理学療法士等の管理及び業務の管理を一元的に行う
- ② 医師 1名以上
理学療法士 1名以上
作業療法士 1名以上

主治医との密接な連携と訪問リハビリテーション計画にもとづき、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。

《営業日及び営業時間》

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日： 月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）を除く。

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）については、利用者、家族、介護支援専門員との相談によりリハビリテーションが必要な場合は適宜訪問リハビリテーションを実施する。

② 営業時間：8時30分から17時までとする。（時間外は相談に応ず）

《指定訪問リハビリテーション事業の内容》

第六条 指定訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- ① 病状、障害の観察
- ② 生活環境への適応
- ③ 廃用症候群の予防
- ④ 基本動作能力の維持・回復
- ⑤ 日常生活活動の維持・回復
- ⑥ 対人・社会交流の維持・拡大
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導（介護負担の軽減）
- ⑧ 日常生活の自立に向けての指導
- ⑨ 福祉用具利用・住宅改修に関する助言

《指定訪問リハビリテーション事業の利用料等》

第七条 介護保険における指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。

老人保健法・医療保険各法における訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（訪問リハビリテーション費）によるものとし、基本利用料及びその他の利用料とする。

《通常の事業の実施地域》

第八条 通常の事業の実施地域は、宇都宮市、高根沢町の一部区域（宝積寺・光陽台・石末・上高根沢・花岡・栗ヶ島）、芳賀町の一部区域（上延生・与能・上稲毛田、下高根沢・芳賀台・芳志戸・八ツ木・北長島・西水沼・東水沼）とする。

《緊急時における対応方法》

- 第九条 1 理学療法士等は、訪問リハビリを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。
- 2 理学療法士等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医、介護支援専門員に報告しなければならない。

《虐待防止に関する事項》

- 第十条 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる物とする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 第十条1項1号から3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業者従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを宇都宮市に通報するものとする。

《その他運営についての重要事項》

- 第十一条 1、事業所は、訪問理学療法士等の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修
採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修年2回
- 2、理学療法士等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する
- 3、理学療法士等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、理学療法士等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、理学療法士等との雇用契約の内容とする。
- 4、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等行わないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 5、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は新宇都宮リハビリテーション病院内の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

令和4年10月13日一部改訂。

令和6年4月1日一部改訂。

令和6年9月1日一部改訂。